

子どもたちの遊びの場所

児童センターが変わります!

自由来館・自由登録制になります!

市内の小学生のかたなら簡単な登録さえしていただければ、自由に児童センターをご利用いただけます。なお、自由来館制なので、お子さんのお帰りの確認はしませんが、センター内の安全管理を図ります。

放課後児童クラブがスタートします!

全児童センターで放課後児童クラブをスタートします。
児童センターの登録をした児童の中で、預かりやお帰りの確認を希望されるお子さんについては、放課後児童クラブに登録します。
放課後児童クラブへの登録の際には、保護者のかたの面接が必要となります。
放課後児童クラブでは、障害をお持ちの児童や気になるお子さんについても保護者とお話しのうえ、対応します。

開館時間が変わります!

平日/午後1時30分から6時まで
土曜日と夏休み/午前8時から午後6時まで
※小学校の就学時間に合わせて繰り上げ開館します。

平泉寺児童ホールを開設します!

これまで臨時的にお子さんをお預かりしていた平泉寺地区においても、児童センター事業、放課後児童クラブ事業をスタートします。
開設場所は、これまで同様平泉寺公民館内になりますが、正式に児童厚生員を配置し、開館時間も他のセンターと同様になります。
平成18年度中に(仮称)平泉寺児童館の建設を予定しています。今後、地域の保護者のご意見、ご要望を聞かせていただきますので、よろしくお願ひします。

市内の児童センター一覧 [] 内は、小学校区名

北児童センター [成器西小学校]	芳野町2-2-40	☎ 88-1586
南児童センター [成器南小学校]	元町2-17-25	☎ 87-0920
西児童センター [村岡小学校]	滝波町3-934-1	☎ 87-2254
北郷児童センター [北郷小学校]	北郷町坂東島29-1-1	☎ 89-2469
鹿谷児童センター [鹿谷小学校]	鹿谷町本郷31-23	☎ 89-3266
遅羽児童館 [三室小学校]	遅羽町大袋48-42	☎ 88-0333
荒土児童ホール [荒土小学校]	荒土町松田8-3	☎ 89-2117
野向児童ホール [野向小学校]	野向町聖丸13-64	☎ 87-2698
平泉寺児童ホール [平泉寺小学校]	平泉寺町平泉寺170-110(平泉寺公民館内)	☎ 88-0866

詳しくは
こちらまで!

勝山市郡町1丁目1番50号 福祉健康センター「すこやか」内
健康福祉部 福祉・児童課 子育て支援グループ
☎88-1111 (内線111) FAX 87-3522
Eメール <jidou@city.katsuyama.fukui.jp>



■認定請求の手続き
新たに、児童手当を受けられる児童の保護者のみなさまについては、勝山市福祉健康センター「すこやか」内、福祉・児童課(公務員のかたは勤務先)で、認定請求の手続きが必要となります。
なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたもの限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

これまで、児童手当を受給していなかった保護者のかたは認定請求、児童手当を受給していた保護者のかたは額改定認定請求の手続きが必要となります。

2. 平成18年度に
小学校5年生または
6年生の児童がいる
保護者のみなさん
平成6年4月2日生まれ
平成8年4月1日生まれ

1. 平成18年度に
小学校4年生の児童がいる
保護者のみなさん
平成8年4月2日生まれ
平成9年4月1日生まれ

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者のかたは、特段の手続きをする必要はありません。

■所得制限限度額

所得制限限度額は、前年(1月から5月までの月分については前々年)の所得額で判定しますが、所得には一定の控除があります。具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

(単位:万円)

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入)
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額

注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額

児童手当の支給対象枠が拡大されます

平成18年4月1日から支給対象年齢が、これまでの小学校3年生(満9歳に達した最初の3月31日)までから、小学校6年生(満12歳に達した最初の3月31日)までに拡大され、併せて、所得制限限度額が引き上げられます。
支給月額額は、これまで同様、第1子5000円、第2子5000円、第3子以降10000円となります。

3. これまで、所得制限により児童手当を受給していなかった保護者のみなさん

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者のかたは、認定請求の手続きが必要となります。

上記の2および3に該当する保護者のかたに対しては、4月中旬に手続きのご案内を差し上げる予定です。該当される保護者のかたの中で万一、連絡の届かないかたがあればご連絡ください。